

官報

号外 平成二十一年十二月一日

○第七十三回国衆議院會議録 第九号

平成二十一年十二月一日(火曜日)

午後一時 本會議

○今日の會議に付した案件

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(内閣提出)
原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案(参議院提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

○高山智司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。総務委員長近藤昭一君。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔近藤昭一君登壇〕

○近藤昭一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討していることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等を定めようとするものであります。

本案は、去る十一月二十日日本委員会に付託され、同月二十六日の本會議において趣旨説明及び質疑が行われました。

委員会におきましては、本日亀井国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○高山智司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

参議院提出、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案

(参議院提出)

○議長(横路孝弘君) 原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤村修君。

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔藤村修君登壇〕

○藤村修君 ただいま議題となりました原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原爆症の認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に必要事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、原爆症認定集団訴訟とは、原爆症の認定の申請却下処分の取り消しに係る訴えであつて、平成十五年四月十七日から認定に関する新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたものをいうこと、

第二に、政府は、予算の範囲内において、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援事業を行う法人に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができること、

第三に、補助金の交付を受ける法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、補助を受けた金額をもって当該基金に充てることとする。この場合において、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出捐された金額を基金に加えることができること等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、昨日日本委員会に付託され、本日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立総員。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 長妻 昭君
國 務 大 臣 亀井 静香君

○議長(横路孝弘君) 議長報告

(議決通知)

一、昨十一月三十日、本院は、国会の会期を十二月一日から十二月四日まで四日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨十一月三十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、昨十一月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

肝炎対策基本法

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(議案受領)

一、昨十一月三十日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案

(議案付託)

一、昨十一月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案(参議院提出、参法第四号)

厚生労働委員会 付託

(議案通知書受領)

一、昨十一月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

肝炎対策基本法

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨十一月三十日、参議院議長から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、昨十一月三十日、参議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家戦略としての環境政策の展開に関する質問主意書(阿部知子君提出)

サハリン州政府によるビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁による刑事事件に係る情報のリークに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

府省庁による営利企業への再就職のあっせん及び天下りの規模に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)

農家への戸別所得補償制度に関する質問主意書(木村太郎君提出)

原子力政策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する質問主意書(木村太郎君提出)

平成二十一年度補正予算の執行停止に伴う政府の対応に関する質問主意書(山口俊一君提出)

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案
右の本院提出案を送付する。
平成二十一年十一月三十日

参議院議長 江田 五月
衆議院議長 横路 孝弘殿

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)に基づき医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「原爆症認定集団訴訟」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条第一項の認定の申請に係る却下の処分取消しの訴えであつて、平成十五年四月十七日から同日後同条第二項に規定する審議会等が当該認定に関する意見を述べるに当たつての新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたもの(同日までに取り下げられたものを除く。)をいう。

(補助)

第三条 政府は、予算の範囲内において、一般社団法人又は一般財団法人であつて、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援を行う事業(以下「支援事業」という。)を行うもの(次条において「支援事業実施法人」という。)に対し、支援事業に要する費用の一部を補助す

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案及び同報告書
ることができるとする。

(基金の設置等)

第四条 前条の規定により補助金の交付を受ける支援事業実施法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、同条の規定により補助を受けた金額をもつて当該基金に充てるものとする。この場合において、当該支援事業実施法人は、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額を同条の規定により補助を受けた金額に加えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三億円の見込みである。

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原爆症の認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおり

である。

1 この法律において「原爆症認定集団訴訟」とは、原爆症の認定の申請に係る却下の処分取消しの訴えであつて、平成十五年四月十七日から認定に関する新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたもの(同日までに取り下げられたものを除く。)をいうこと。

2 政府は、予算の範囲内において、一般社団法人又は一般財団法人であつて、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援を行う事業(以下「支援事業」という。)を行うもの(以下「支援事業実施法人」という。)に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができること。

3 補助金の交付を受ける支援事業実施法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、補助を受けた金額をもつて当該基金に充てるものとする。この場合において、当該支援事業実施法人は、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額を基金に加えることができること。

4 政府は、原爆症の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原爆症の認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべ

四
きものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三億円の見込みである。
右報告する。
平成二十一年十二月一日

厚生労働委員長 藤村 修
衆議院議長 横路 孝弘殿